2020 年 9 月 1 日

POPCHAT@Cloud ライセンス契約約款　CLxS2009

POPCHAT 株式会社（以下、「当社」とします）は、当社にて所定のライセンス購入契約の上で、所定のゲートウェイ装置（POPCHAT シリーズ等）と連携により利用可能となるクラウドサービス POPCHAT@Cloud（以下、「@クラウド」とします）について、次の契約条項の定めるところにより、当社に@クラウドサービスご利用ライセンス（以下、「本ライセンス」とします）のご契約、ご注文をいただいた販売店様ならびに当該販売店様を通じて POPCHAT および@クラウドを導入されるお客様（以下、「契約者」とします）に対して提供致します。契約者は、申込み前に必ず次の契約条項の内容を十分に確認して下さい。

第1条（規約の適用）
当社は、この@クラウドライセンス契約約款を定め、それを遵守することを条件として契約者に「POPCHAT@Cloud アカウント登録票（以下、「アカウント登録票」とします）」を交付し、これにより本サービスを提供します。

第2条（規約の変更）
当社は契約者の事前の承諾を得ることなく、本クラウドサービスの円滑な提供に影響のない範囲で本約款の内容を変更することがあります。また、約款が変更された場合のライセンス料金その他の提供条件は変更後の約款によります。

第3条（サービス内容）
本ライセンス購入によって提供されるサービス内容は、別紙1に記載の通りとなります。

第4条（契約期間）
本ラインセンス購入によるサービスの提供開始日は、アカウント登録票に記載のサービス開始日、契約満了日は、契約に基づくライセンス期間経過当該月の末日とします。
なお、契約満了日の１ヶ月前までにご利用のお客様および当社から相手方に対して書面による別段の意思表示がない限り、同一条件で更に1ヶ月継続するものとします。

第5条（契約者情報の登録、変更）
契約者は、アカウント登録票に記載の URL から所定の Web 管理画面サイトにログインし、担当者/住所/連絡先等の情報について必要な内容を登録しなければなりません。また、登録した内容について変更が生じた場合には、速やかにその旨を販売店様を通じて当社に申し出する他、所定の Web 管理画面サイトにて登録内容を更新する必要があります。また、契約者は機器の設置場所、構成、設定に変更が生じた場合は、速やかに変更後の該当書面を当社へ提出する必要があります。

第6条（免責条項）
以下の業務は、本ライセンス購入による提供サービスには含まれないものとします。
① 機器の移設、増設、撤去、立会い作業
② 指定業者以外による機器の操作、改造もしくは修理に起因する損傷、故障
③ 事故（落下等）、自然災害（落雷、地震、火災、洪水、台風、紛争等）による損傷、故障
④ カタログないしマニュアルに記載されている使用方法、操作方法、又は接続方法以外の使用に起因する損傷、故障
⑤ 障害発生時、その原因切り分け作業の結果、明らかに不具合が認められない場合の技術サポート
⑥ 装置内部に蓄積されたデータの復旧作業
⑦ その他、当社以外の責に記すべき事由により生じた業務

第7条（損害賠償）
契約者は、当社が本契約にあたりその責に帰すべき事由により契約者に損害を与えた場合、当社に対して通常かつ直接の損害に限り賠償を請求することができます。但し、当該損害賠償の額は、いかなる場合においても本契約に基づき当社が受領したライセンス料金の総額を超えないものとします。当社は、対象機器に関し常時適正な稼働状態を保つようサービス業務遂行にあたりますが、機器の故障、データの紛失に起因する損害については、一切その責を負わないものとします。

第8条（支払い条件及び請求方法）
本ライセンス購入によるサービスの提供開始に伴って、契約者相互間の事前に定められた支払条件にて契約金額を請求するものとします。

第9条（再委託）
当社は、本クラウドサービス提供業務の全部又は一部を当社が指定する保守会社に委託することができるものとします。この場合、当社は契約者に対し、当該委託先の行為についての責任を負うものとします。

第10条（契約者による契約の解約）
契約者は、解約希望日の１ヶ月以上前に書面による予告をもって、本契約を解約することができるものとします。原則、契約満了日前に解約した場合でも契約金額の一部払い戻しは行いません。（但し、当社の責に帰すべき理由による場合を除く）

第11条（当社による契約の解約）
当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に催告することなく、ただちに解約できるものとします。
① 実際に従業員、事務所等が存在せず、業務が停止していると認められるとき。
② 差し押さえ、仮押さえ、仮処分、強制執行等の処分を受けたとき。
③ 破産、民事再生、会社整理、会社更生の手続き等の申し立てがなされ、又は自ら申し立てをしたとき。
④ 解散し又は事業が廃止になったとき。

第12条（機密保持）
契約者、当社および当社が業務委託する第三者は、本サービスの履行に関連して知り得た相手方の業務上の情報、本サービス事項その他の情報のうち、個人情報、秘密である旨の明示がされている情報、および商慣習上で社外秘と扱われる可能性が推量される情報を、相手方の同意を得ることなく他に開示しないものとします。

第13条（申込み情報の利用等）
1. 当社は、契約者からの本サービス申込みにより取得した情報（以下、「申込み情報」）を、本サービスの履行、POPCHAT シリーズや POPCHAT@Cloud の品質向上および販売促進のため、統計やアンケート調査、又、参考事例紹介等に必要最低限な範囲で利用する場合があります。
2. 当社は正当な理由がある場合を除き、契約者から取得した申込み情報を第三者に提供しないものとします。ただし、前項に定める範囲内で当社が業務委託する第三者に契約者の申込み情報を開示する場合があります。

第14条（不可抗力）
契約者は、天災地変、戦争・騒乱、ストライキ、行政行為その他当事者の支配力が及ばない事由によって生じた本契約の不履行又は履行の遅延について、相手方に対し責任を負わないものとします。

第15条（権利義務の譲渡）
契約者は、書面による事前の同意がない限り、本契約の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡・継承することはできないものとします。

第16条（サービス提供の一時中止）
当社は、設備の保守・障害、不可抗力等やむを得ない場合、本クラウドサービスの提供を一時的に中止できるものとします。中止する場合、契約者に対してその旨と中止期間を当社の定める方法にて事前に通知するものとします。

第17条（サービス提供の停止）
当社は、契約者がライセンス購入契約上の債務の支払いを怠たった場合、或いは、ライセンス購入申込みにおいて、虚偽の事項が含まれることが判明した場合には、本ク

ラウドサービスの提供を停止する場合があります。停止する場合は、あらかじめその理由、停止日を当社の定める方法で契約者に通知するものとします。

第18条（サービスの終了）
　当社は本クラウドサービスの全部または一部を終了することがあります。終了する場合は、6ヶ月前までに当社の定める方法で契約者に通知します。契約したライセンス契約期間内にサービスを終了する場合は、サービス終了日から起算し、残存期間の全額を契約者に支払うものとします。

第19条（協議事項）
　本契約に定めのない事項及び本契約の解釈につき疑義を生じた事項については、協議のうえ友好的に解決するものとします。

第20条（合意管轄）
　当社ならびに契約者は、本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所として処理することに合意する必要があります。

付則
　この契約約款は、2020年9月1日から実施します。

POPCHAT 株式会社